

愛媛県福祉サービス第三者評価業務実施要領

(目的)

第1条 この要領は、愛媛県福祉サービス第三者評価事業実施要綱第6条の規定に基づき、第三者評価の手法を定めることにより、第三者評価機関（以下「評価機関」という。）における評価業務の適切な執行を確保することを目的とする。

(評価基準)

第2条 評価機関は、別に定める「愛媛県福祉サービス第三者評価基準」（以下「評価基準」という。）を用いて、事業の種類ごとに評価を実施する。ただし、県の評価基準に評価機関が別途独自の項目を加えて行っても差し支えない。

(契約)

第3条 評価機関は、評価業務を行うに当たっては、事業者と文書による契約を締結するものとする。

2 契約書には、次に掲げる事項を盛り込まなければならない。

- (1) 目的
- (2) 契約期間
- (3) 評価項目及び手法
- (4) 評価調査者
- (5) 契約金額及び支払方法
- (6) 評価機関の義務
- (7) 事業者の義務
- (8) 公表及び県への報告
- (9) 評価機関及び評価調査者の守秘義務及び禁止行為
- (10) 契約の変更及び解除
- (11) 損害補償及び苦情対応
- (12) 双方の協議

3 評価機関は、契約に当たって、事業者に事業の趣旨、評価内容、評価手法、評価調査者等の重要事項を事前に説明しなければならない。

(第三者評価の手法)

第4条 第三者評価の手法については、書面調査及び訪問調査を必須とし、他に利用者調査の方法により行うものとする。

(1) 書面調査

書面調査は、評価基準に基づいて行う事業者の自己評価の結果及び当該事業者の組織及び事業の概要等を示す書類等に基づいて行う。

(2) 訪問調査

訪問調査は、書面調査及び次号に規定する利用者調査の集計・分析結果を踏まえ、現地において評価基準項目に沿って、組織運営やサービスの実施状況を把握・検証する方法により行う。

(3) 利用者調査

評価機関は、利用者の意向を把握することの重要性に鑑み、アンケート・聴き取り調査等による利用者調査を実施するよう努めるものとする。

ただし、社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設をいう。）については、利用者調査を必ず実施するものとし、その実施方法及び調査様式については、別記のとおりとする。

- 2 第三者評価結果の取りまとめは、評価の公正・中立性を確保する観点から、訪問調査に当たった評価調査者以外の1人以上を含む3人以上の評価調査者の合議により行う。その際、愛媛県福祉サービス第三者評価機関認証要領第2条第3号ただし書きに該当する場合には、評価委員会の承認を得るものとしているが、これに該当しない場合においても、評価委員会を設置し合議を行なうことが望ましい。

（評価調査者の責務）

第5条 評価調査者が評価業務に従事する場合は、必ず評価機関に所属する評価調査者であることを証する身分証明書を携帯し、事業者及び利用者等に対する調査等を行う場合は、これを提示し、身分を明らかにした上で実施するものとする。

（その他）

第6条 この要領の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月14日から施行する。